

出 版 契 約 書

著作者名

書 名

上記著作物を書籍として出版することについて、

著作権者

を甲とし、

出版者

を乙とし、

両者の間に次のとおり契約する。

年 月 日

甲 (著作権者)

住 所

氏 名

乙 (出版権者)

住 所

名 称

氏 名

第1条（出版権の設定） 甲は、表記著作物（以下「本著作物」という）の出版権を乙に対して設定する。

2. 前項の出版権の設定により、乙は、本著作物の複製ならびに頒布の権利を専有する。

3. 甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

第2条（出版の責任） 乙は、本著作物の複製ならびに頒布の責任を負う。

第3条（出版権の存続期間） 第1条により設定された乙の出版権は、第28条および第29条に定めるこの契約の有効期間中存続する。

第4条（排他的使用） 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を転載ないし出版せず、あるいは他人をして転載ないし出版させない。

2. 前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他人に転載ないし出版させる場合、甲乙協議のうえ、その処理を行う。

第5条（複写） 甲および乙は「違法コピーを禁ずる」文言を、本書の一部に表示することができる。

第6条（類似著作物の出版） 甲および乙は、この契約の有効期間中に、本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物を出版せず、あるいは他人をして出版させない。

第7条（原稿引渡しと発行の期日） 甲は、____年____月____日までに本著作物の完全な原稿（原図・原画・写真などを含む）を乙に引き渡す。

2. 乙は、完全な原稿の引渡しを受けた後____か月以内に本著作物を発行する。

3. やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ、第1項、第2項の期日を変更することができる。

第8条（内容の責任） 甲は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。

第9条（校正の責任） 本著作物の校正に関しては甲の責任とする。ただし、甲は、乙に校正を委任することができる。

第10条（費用の分担） 本著作物の著作に要する費用は甲の負担とする。ただし、明らかに通常の費用を超えた場合は、甲乙協議する。

2. 本著作物の製作・販売・宣伝に要する費用は乙の負担とする。

3. 前項の規定にかかわらず、甲の指示する修正・増減によって、通常の費用を著しく超えた場合には、その超過額の負担額・支払い方法を甲乙協議のうえ決定する。

第11条（著作者人格権の尊重） 乙が出版に適するよう本著作物の内容・表現またはその書名・題名に変更を希望する場合は、あらかじめ甲の承諾を必要とする。

第12条（①表示） 乙は、甲の権利保全のために所定の位置に①、甲の氏名、第一発行年を表示する。

第13条（増刷の通知義務等） 乙は、本著作物を増刷するに際して、あらかじめ著作者にそ

の旨を通知する。

2. 乙は、著作者から修正増減の申し入れがあれば、甲と協議のうえこれを行う。.

第14条（改訂版、増補版の発行）本著作物の改訂版または増補版の発行については、甲乙協議のうえ決定する。

第15条（定価・部数等）乙は、本著作物の定価・発行部数・増刷の時期および宣伝・販売の方法を決定する。

第16条（献本部数等）乙は、初版第1刷の際に_____部、増刷のつど_____部を甲に献本する。

2. 甲が寄贈等のために本著作物を購入する場合は、次のとおりとする。

第17条（宣伝物のための使用）乙は、本著作物の宣伝物に限り、その使用に関して甲と協議のうえ、無償で本著作物を複製して使用することができる。

第18条（著作権使用料および支払方法・時期）乙は、甲に対して、次のとおり本著作物の著作権使用料を支払う。

著作権使用料／

支払方法・時期／

2. 甲は、納本・献本・批評・宣伝・業務などに使用する部数について、著作権使用料を免除することができる。ただし、その部数は_____部とする。

第19条（発行部数の報告等）乙は、本著作物の発行部数を証するため、甲に対し製本のつどその部数を報告する。甲の申し出のあった場合には、乙はその証拠となる書類を添付する。

第20条（全集・著作集への収録）甲は、この契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集などに収録して出版するときには、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第21条（海外版）この契約の有効期間中に、本著作物が海外において外国語により翻訳出版される場合、甲は、その処理を乙に委任することができる。甲が乙に委任する場合の具体的条件については、別途、契約書を取り交わす。

第22条（二次的使用）この契約の有効期間中に、本著作物がダイジェスト・演劇・映画・放送・録音・録画・電子媒体等、その他二次的に使用される場合、甲はその使用に関する処理を乙に委任することができる。甲より委任を受けた乙は具体的条件につ

いて甲と協議のうえ決定する。

2. 甲および乙が、本著作物を第3者に二次的使用させる場合は、著作者名、出版者名を明示させる。

第23条（原画・原稿の紛失または汚損の場合の処置）乙の責任により、原画・原稿を紛失、汚損した場合は、甲乙協議のうえ、乙は賠償金を甲に支払うものとする。

2. 甲の責任により、原画・原稿を紛失または汚損したとき、甲は無償にてこれを復元し乙の使用に供するものとする。

第24条（出版権消滅後の頒布）乙は、第18条の規定に従い、著作権使用料を支払うことを条件に、出版権消滅の後も_____年の間、本著作物の在庫を頒布することができる。

第25条（著作権または出版権の譲渡・質入）甲が著作権の全部もしくは一部を、または乙が出版権を、第三者に譲渡または質入れしようとするときは、あらかじめ甲乙の文書による同意を必要とする。

第26条（災害などの場合の処置）地震・水害・火災その他不可抗力および甲乙いずれの責に帰せられない事由により、本著作物に関して損害を被ったとき、またはこの契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置について甲乙協議のうえ決定する。

第27条（契約の解除）甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。

第28条（契約の有効期間）この契約の有効期間は、契約の日から初版発行の日まで、および初版発行後満_____か年間とする。

第29条（契約の自動更新）この契約は、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一条件で自動的に更新され、有効期間を_____か年ずつ延長する。

第30条（契約内容の変更）この契約の内容について追加・削除その他変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

第31条（契約の尊重）甲乙双方は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決に当たる。

上記の契約を証するため、同文_____通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。